

一般社団法人 NNC モビリティ運営規則(V7)

第1章：総則

第1条（目的）

本運営規則は、一般社団法人 NNC モビリティ(以下「本法人」という)が行う超小型モビリティ普及のための活動(以下「本活動」という)を円滑に行うために、その運営について規定する。

第2章：会員

第2条（会員の権利及び義務）

本法人の会員は、法人会員(団体を含む)、個人会員、協賛会員及び特別会員により構成する。

- 2 本法人の趣旨に賛同し、所定の入会金を納入し理事会で承認されたものは、本法人の法人会員または個人会員になることができる。
- 3 会員は、本法人の活動について情報を入手し、また意見を述べる事が出来る。
- 4 会員は、本活動における車両設計及び車両製作に関し、その目的に合致する(SDGs、ESG 投資に資する)素材、製品、技術、サービス等の搭載を提案できる。
- 5 法人会員は、本活動終了後において量産フェーズへの移行がなされる場合、その事業への参画、その目的に合致する(SDGs、ESG 投資に資する)各社の保有する素材、製品、技術、サービス等の搭載を提案できる。
- 6 協賛会員と特別会員は、本法人の理事会(以下「理事会」という)で承認された場合に会員になることができる。協賛会員と特別会員の権利及び義務は、理事会において別途定める。

第3条（退会）

会員は、理事会に届け出る事により退会することができる。

第4条（入会金及び会費）

本法人の会員となるための入会金および会費の額は、法人会員及び個人会員については本法人の社員総会で、賛助会員と特別会員については理事会で別途定める。

- 2 前項以外に、本法人の活動及び運営のために費用を徴収することがある。その時期及び金額については、理事会にて決定する。

第3章：活動

第5条（活動）

会員は、理事会において決定される活動計画に従って活動する。

2. 本法人の目的を実現するために、理事会における決定に基づき、会員で構成される分科会を設けることができる。
- 3 本法人の社員及び理事は、前項における分科会に参加することができる。

第6条（秘密保持）

本法人の社員、理事及び会員は、本活動に伴って取得した情報について、その秘密を守り、第3者に開示しない。ただし、開示について理事会により許可を受けた情報については、この限りではない。

2. 前項でいう第3者は、個人会員の所属する法人、団体等を含むものとする。

第7条（工業所有権等の取り扱い）

本活動の結果として生じた特許等の工業所有権の扱いについては、関係する当事者同士の協議によるものとする。

2. 前項に規定に従って工業所有権の取得を行おうとするものは、理事会にその旨届け出てその了解を取らなければならない。
3. 前2項の規定に従い工業所有権の取得が行われた場合、取得者は、発明がなされた時点において当法人の会員である法人会員に対し、超小型モビリティの開発、製造、販売および使用等に関する範囲において、当該法人の事業に支障が生じないようにしなければならない。
4. 前項の規定を実現するために、当該工業所有権取得者は、他の法人会員に対し、再実施許諾権なしの通常実施権を無償にて付与するものとする。
5. 前2項の規定は、当該工業所有権取得者が、第3者に対し専用実施権の付与、権利の譲渡、売却等の処分をすることを妨げない。ただし、処分が行われた場合、前2項の規定は有効に保証されなければならない。
6. 本法人が工業所有権を保持する場合には、理事会の承認を得るものとする。

第4章：雑則

第8条（規則の施行）

本運営規則は 本法人の設立をもって発効する。

第9条（会員規則の変更）

本運営規則は、理事会の承認により変更できる。

第10条（準拠）

本運営規則に特段の定めのない事項は、本法人の定款及び関連法令に従うものとする。